

契 約 書 (案)

支出負担行為担当官 近畿地方環境事務所総務課長 ○○ ○○ (以下「甲」という。)
は、

(以下「乙」という。)

「令和5年度大規模災害発生時における近畿ブロック災害廃棄物対策調査検討業務」(以下「業務」という。)について、次の条項により契約を締結する。

(契約の内容)

第1条 乙は、別添の仕様書及び提案書に基づき業務を行うものとする。

(契約金額)

第2条 契約金額は金 円(うち消費税及び地方消費税の額 円)
とする。

(履行期限及び履行場所)

第3条 履行期限及び納入場所は次のとおりとする。

履行期限 令和6年3月15日

履行場所 近畿地方環境事務所

(契約保証金)

第4条 甲は、この契約の保証金を免除するものとする。

(再委任等の制限)

第5条 乙は、業務の処理を他人(乙の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号に規定する子会社をいう。))である場合も含む。)に委託し、又は請け負わせてはならない。但し、書面により甲の承諾を得たときはこの限りではない。

(監督)

第6条 乙は、甲の指示監督により業務を行うものとする。

2 業務の遂行にあたって疑義又は不明の点が生じたときは、甲の指示に従うものとする。

(検査及び引渡し)

第7条 乙は、業務の全部を完了したときは業務終了報告書を作成し、その旨を書面により甲に通知しなければならない。

2 甲は、前項の通知を受けたときは、その日から10日以内に検査を行い、検査に合格した後、乙が成果物の引渡しを申出たときは、直ちにその引渡しを受けなければならない。

3 乙は、前項の検査に合格しないときは直ちに修補して甲の検査を受けなければならない。

い。この場合においては、前項の期間は甲が乙から修補を終了した旨の通知を受けた日から起算する。

(契約金額の支払い)

第8条 乙は、前条第2項の検査に合格したときは、契約金額（この契約の締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額。以下同じ。）の支払いを請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して30日以内（以下「約定期間」という。）に契約金額を支払わなければならない。

(支払遅延利息)

第9条 甲は、第8条の約定期間内に契約金額を乙に支払わない場合は、約定期間満了の日の翌日から支払いをする日までの日数に応じ、契約金額に対し、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示により財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額を遅延利息として乙に支払わなければならない。ただし、約定期間内に支払わないことが、天災地変等甲の責に帰すことのできない事由によるときは、当該事由の継続する期間は、遅延利息の算定日数に算入しないものとする。

(仕様書等の変更)

第10条 甲は、必要があると認めるときは、仕様書等の変更内容を乙に通知して、仕様書等を変更することができる。この場合において、甲は、必要があると認められるときは履行期間若しくは契約金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(業務の中止)

第11条 天災地変その他止むを得ない事由により、業務の遂行が困難となったときは、乙は、甲と協議の上契約の解除を行うものとする。

2 前項の規定により契約を解除するときは、第7条から第9条までの規定に準じ精算する。

(契約の解除)

第12条 甲は、次の各号の一に該当するときは、催告することなくこの契約の全部又は一部を解除することができる。

一 乙の責に帰する事由により、乙がこの契約の全部又は一部を履行する見込みがないと認められるとき。

二 乙が第5条、第19条又は第19条の2若しくは第20条の規定に違反したとき。

三 乙又はその使用人が甲の行う監督及び検査に際し不正行為を行い、又は監督官等の職務の執行を妨げたとき。

四 履行期限内に業務終了報告書の提出がなかったとき。

2 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、催告することなくこの契約を解除することができる。

一 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法

律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。

- 二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
 - 三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
 - 四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
 - 五 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- 3 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、催告することなくこの契約を解除することができる。
- 一 暴力的な要求行為
 - 二 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - 三 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - 四 偽計又は威力を用いて甲等の業務を妨害する行為
 - 五 その他前各号に準ずる行為

(再受任者等に関する契約解除)

第13条 乙は、契約後に再受任者等(再受任者及び共同事業実施協力者並びに乙、共同事業実施協力者又は再受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。)が第12条第2項及び第3項の一に該当する者(以下「解除対象者」という。)であることが判明したときは、直ちに当該再受任者等との契約を解除し、又は再受任者等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が再受任者等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再受任者等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再受任者等との契約を解除せず、若しくは再受任者等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、催告することなくこの契約を解除することができる。

(違約金等)

第14条 甲が第12条又は前条第2項の規定により契約の全部又は一部を解除した場合は、乙は契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

- 2 次に掲げる者が契約を解除した場合は、乙は契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

- 一 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人
- 二 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人
- 三 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等

- 3 乙が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、乙は、甲の請求に基づき、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

- 一 この契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は乙が構

成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。

二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「乙等」という。）に対して行われたときは、乙等に対する命令で確定したものをいい、乙等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三 納付命令又は排除措置命令により、乙等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四 この契約に関し、乙（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

4 乙が前三項の違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

5 第1項、第2項及び第3項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超える場合において、甲がその超える分の損害を損害金として請求することを妨げない。

（損害賠償）

第15条 甲は、第12条又は第13条第2項の規定によりこの契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

（表明確約）

第16条 乙は、第12条第2項及び第3項のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 乙は、解除対象者を再受任者等としないことを確約する。

（不当介入に関する通報・報告）

第17条 乙は、自ら又は再受任者等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再受任者等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

（担保責任）

第18条 甲は、第7条の規定により引渡しを受けた後1年以内に契約の内容に適合しないものであることを発見したときは、契約不適合である旨を乙に通知し、修補又は既に支払った契約金額の一部を返還させることができるものとする。

(秘密の保全)

第19条 乙は、この契約の履行に際し知得した相手方の秘密を第三者に洩らし又は他の目的に利用してはならない。

(個人情報の取扱い)

第19条の2 乙は、甲から預託された個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を識別できるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と照合することができ、それにより当該個人を識別できるものを含む。）をいう。）及び特定個人情報（マイナンバー（個人番号）をその内容に含む個人情報をいう。）（以下、「個人情報」という。）については、善良なる管理者の注意をもって取り扱わなければならない。

2 乙は、甲から預託された個人情報を取り扱わせる業務を再委任等する場合は、事前に甲の承認を得るとともに、本条に定める、甲が乙に求めた個人情報の適切な管理のために必要な措置と同様の措置を当該再受任者等も講ずるように求め、かつ当該再受任者等が約定を遵守するよう書面で義務づけなければならない、承認を得た再受任者等の変更及び再受任者等が再々委任等を行う場合についても同様とする（以下、承認を得た再受任者等を単に「再受任者等」という。）。

3 乙は、前項の承認を受けようとする場合は、あらかじめ書面により甲の承諾を得なければならない。

4 乙は個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。

5 乙は、個人情報を取り扱う従事者の明確化、従事者に対する監督・教育を行うものとする。

6 乙は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、事前に甲の承認を得た場合はこの限りでない。

一 甲から預託された個人情報を第三者（前項記載の書面の合意をした再受任者等を除く。）に提供し、又はその内容を知らせること。

二 甲から預託された個人情報について、甲が示した利用目的（特に明示がない場合は本契約の目的）の範囲を超えて使用し、複製し、又は改変すること。

三 特定個人情報を取り扱う業務において、乙（再受任者等があるときは再受任者等を含む。）の事務所、事業場等から外部に特定個人情報を持ち出すこと。

7 乙は、甲から預託された個人情報を取り扱う場合には、責任者及び取扱者の管理及び実施体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について定めた書面を甲に提出するとともに、個人情報の漏えい、滅失、毀損の防止その他の個人情報の適切な管理（再受任者等による管理を含む。）のために必要な措置を講じなければならない。

8 甲は、個人情報の秘匿性等その内容やその量等に応じて必要があると認めるときは、所属の職員に、乙（再受任者等があるときは再受任者等を含む。）の事務所、事業場等において、甲が預託した個人情報の管理が適切に行われているか等について実地検査等の調査をさせ、乙に対し必要な指示をさせることができる。

- 9 乙は、業務の完了又は契約解除等により、甲が預託した個人情報が含まれる紙媒体及び電子媒体（これらの複製を含む。）が不要になった場合には、速やかに甲に返却又は破砕、溶解及び焼却等の方法により個人情報を復元困難及び判読不可能な方法により廃棄若しくは消去し、その旨を書面により甲に報告しなければならない。ただし、甲が別段の指示をしたときは、乙はその指示に従うものとする。
- 10 乙は、甲から預託された個人情報の漏えい、滅失、毀損、不正使用、その他本条に違反する事実を認識した場合には、直ちに自己の費用及び責任において被害の拡大防止等のため必要な措置を講ずるとともに、甲に当該事実が発生した旨、並びに被害状況、復旧等の措置及び本人（個人情報により識別されることとなる特定の個人）への対応等について直ちに報告しなければならない。また、甲から更なる報告又は何らかの措置・対応の指示を受けた場合には、乙は当該指示に従うものとする。
- 11 乙は、甲から預託された個人情報以外に、業務に関して自ら収集又は作成した個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）に基づいて取り扱うこととし、甲が別段の指示をしたときは当該指示に従うものとする。
- 12 乙は、乙又は再受任者等の責めに帰すべき事由により、業務に関連する個人情報（甲から預託された個人情報を含む。）の漏えい、滅失、毀損、不正使用、その他本条に係る違反等があった場合は、これにより甲又は第三者に生じた一切の損害について、賠償の責めを負う。
- 13 本条の規定は、本契約又は業務に関連して乙又は再受任者等が甲から預託され、又は自ら取得した個人情報について、業務を完了し、又は解除その他の理由により本契約が終了した後であっても、なおその効力を有する。

（債権譲渡の禁止）

- 第20条 乙は、この契約によって生じる権利又は義務の全部若しくは一部を甲の承諾を得た場合を除き第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りではない。
- 2 前項ただし書に基づいて売掛債権の譲渡を行った場合、甲の対価の支払による弁済の効力は、甲が、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第42条の2に基づき、センター支出官に対して支出の決定の通知を行った時点で生ずるものとする。

（紛争又は疑義の解決方法）

- 第21条 この契約について、甲乙間に紛争又は疑義を生じた場合には、必要に応じて甲乙協議して解決するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 住所 大阪府大阪市北区天満橋1-8-75 桜ノ宮合同庁舎4階
氏名 支出負担行為担当官
近畿地方環境事務所総務課長 ○○ ○○ 

乙 住所
氏名



令和 5 年度大規模災害発生時における近畿ブロック災害廃棄物対策調査検討業務 仕様書

1 業務の目的

東日本大震災以降、政府全体で防災・減災対策が進められ、災害時の廃棄物対策では、国土強靱化基本計画（平成 30 年 12 月 14 日閣議決定）、南海トラフ地震防災対策推進基本計画（令和元年 5 月 31 日中央防災会議決定）等において、①災害廃棄物処理計画の策定促進、②実効性の向上に向けた教育訓練による人材育成、③仮置場の確保の推進、④迅速な災害廃棄物の処理が可能となる施設や体制の整備の推進などが重要な課題として位置づけられている。環境省においては、災害廃棄物対策指針、行動指針の策定等を行うとともに、災害対策基本法や廃棄物処理法の改正等を通じて、①災害対策に係る国の司令塔機能の強化、②国、地方公共団体、民間事業者の役割の明確化、③大規模災害発生後の適正処理に係る方針の明確化等を行っている。また、「災害時の一般廃棄物処理に関する初動対応の手引き」、防衛省・自衛隊との連携を図る「災害廃棄物の撤去等に係る連携対応マニュアル」などのマニュアル類の作成及び災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）など災害対応の実効性確保に向けた取組を進めている。

こうした状況を踏まえ、近畿地方環境事務所の管轄区域（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県）で構成する「大規模災害発生時廃棄物対策近畿ブロック協議会」（以下「近畿ブロック協議会」という。）においては、近畿ブロック災害廃棄物対策行動計画（以下「行動計画」という。）の実効性を確保するため、本業務において災害廃棄物の処理に係る更なる調査・検討を行うほか、各種会合や研修等を開催することにより、関係者による大規模災害への備え及び大規模災害時の対応能力の向上に資するものとする。

なお、本業務は、近畿地方環境事務所資源循環課職員（以下「担当官」という。）と協議・調整の上、実施するものとする。

2 業務の内容

（1）災害廃棄物の処理に係る調査の実施

これまで近畿ブロック災害廃棄物対策調査検討業務において環境省本省及び近畿地方環境事務所で実施した各種調査について、定期的に変更事項の確認を行うとともに、新たな調査項目についても実施する。

調査の実施に当たっては、環境省本省が別途実施する「一般廃棄物処理実態調査」等を一部活用し全国結果と近畿ブロック府県の結果を取りまとめる。その他実施する調査については、担当官と協議の上、実施する。調査結果の取りまとめに当たっては、担当官及び情報提供者の指定する機密情報表示などに留意するものとする。なお、府県、市町村、一部事務組合の地方公共団体等を対象とする調査の開始時期については、請負者による事前の提案内容と社会情勢による地方公

共団体等の負担状況を考慮して、担当官と協議の上、改めて時期を決定するものとする。

ア 環境省本省が実施する調査

環境省本省が実施する調査（一般廃棄物処理実態調査）のうち、以下の①～⑤の項目から近畿ブロック内の府県、市町村、一部事務組合、民間企業等を対象として調査結果を抽出し、全国との比較を行う。

- ① 災害廃棄物処理計画の策定状況等
- ② 災害時相互協定
- ③ 災害廃棄物処理に関する研修・訓練
- ④ 廃棄物処理施設等の老朽化状況・災害時の自立稼働・自立起動状況
- ⑤ 住民・ボランティア等への啓発・広報（発災時・平時）
- ⑥ 社会福祉協議会との平時からの連携体制
- ⑦ 収集運搬機材及び廃棄物処理従事職員数

イ 近畿地方環境事務所が定期的に実施する調査

⑧ 災害廃棄物仮置場

府県、市町村、一部事務組合等を対象とし、災害発生時における廃棄物の仮置場又は、候補地として選定している場所（他の使用方法も含めたオープンスペースとして選定している箇所を含む。）等について、最新の情報を整理する。

⑨ 国有地等の仮置場候補地の調査

国有地等の仮置場候補地（1 ha 以上。計 10 箇所程度）に対し、航空画像等により候補地の絞り込みを行った後、絞り込んだ候補地の施設管理者等との協議を実施する。協議の上、立入許可が下りた候補地は現地調査を実施し、選定条件の確認、アクセス道路の状況、大型車両の通行の可否、仮置場として活用可能な実質面積、保管容量等の確認等を行う。その上で、候補地にて実効性ある仮置場運用をするに当たっての条件整理及び評価を実施する。

ウ 今年度業務で新たに実施する調査

⑩ 発災時の市町村等における資機材及び職員等の確保体制状況

発災時、他自治体からの支援が届くまでの間、被災自治体が独自で初動対応を行う方策を検討してもらうことを目的とし、市町村及び一部事務組合を対象として、発災時の資機材及び職員等の確保体制状況を調査する。

なお、本調査の実施に当たり、「ア 環境省本省が実施する調査 ⑦収集運搬機材及び廃棄物処理従事職員数」等を活用し、資機材及び人員を自治体規模別に整理する。その上で、請負者が想定する課題を担当官に提案し、協議の上、市町村及び一部事務組合に調査を実施すること。

(2) 情報伝達訓練の在り方に関する検討

従来から発災時における関係機関（近畿ブロック協議会構成員、府県を通じて参加希望があった市町村及び一部事務組合）との迅速かつ正確な情報伝達の向上のため、情報伝達訓練（以下「訓練」という。）を行ってきたところである。今年度は、本訓練が災害時において実効性を確保できるように今後の訓練の在り方についての検討を行う。

検討に当たっては、プロジェクトチーム（近畿ブロック各府県担当者を想定）を結成し、5回程度（1回あたり2時間程度、8名程度を想定）実施する。社会情勢に鑑み、原則オンラインでの開催を想定するものの、担当官との調整の上、対面開催とすることも差し支えない。なお、対面開催の場合、会議室は請負者が確保すること。

(3) 近畿ブロック協議会、ワーキンググループ等の運営支援

近畿地方環境事務所が事務局となって開催する近畿ブロック協議会及びワーキンググループについて、会場手配、日程調整、自治体及び関係機関等への連絡、受付、司会、会場設営、資料の編集や印刷などの運営支援等を行う。

近畿ブロック協議会の参加者は、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、政令市、中核市、府県が推薦する市町村、有識者、民間団体、国の機関等からなる44団体・個人程度とし、同協議会を1回程度開催する。ただし、協議会で協議・報告する資料は2回に分けて作成することとし、そのうち1回分の資料は近畿地方環境事務所のHP上への掲載を通して協議会の参加者に報告することとする。有識者については、近畿ブロックの大学、研究機関に所属する廃棄物処理、災害、防災等の計画策定に知見を有する研究者4名程度を想定しており、請負者の提案を基に担当官と協議の上、決定することとする（提案書の時点では候補者の同意は必要ない）。

また、上記参加者のうち、府県（3回程度、12名程度）、政令市・中核市（2回程度、15名程度）、推薦市（1回程度、12名程度）、有識者（1回程度、4名程度）を対象としたワーキンググループを開催する（うち府県及び政令市・中核市については、担当官とテーマ及び開催形式について協議の上、ワークショップ若しくは検討会形式で開催することも検討する）。なお、近畿ブロック協議会、ワーキンググループとも、近畿ブロック内の府県で開催することとし、1回あたりの会議時間は2時間程度（ワークショップ若しくは検討会形式は3～4時間程度）とする。

社会情勢に鑑み、ワーキンググループはオンラインでの開催を想定するものの、担当官との調整の上、対面開催とすることも差し支えない。なお、対面開催の場合、会議室は請負者が確保すること。

また、府県、市町村、一部事務組合の地方公共団体等を対象に照会等を実施す

るに当たっては、請負者による事前の提案内容と社会情勢による地方公共団体等の負担状況を考慮して、担当官と協議の上、照会時期を決定するものとする。

さらにワーキンググループに参加しない近畿ブロック内の民間団体等についても担当官と協議の上、個別に意見交換を実施（3回程度）する。

近畿ブロック協議会に関する資料作成について、A4版200頁程度で44団体・個人程度作成する。また、近畿ブロック協議会については開催の都度、議事録を作成して参加者の確認を得るほか、ワーキンググループについては開催の都度、会議の概要を作成して参加者の確認を得る。

近畿ブロック協議会等の参加者のうち、有識者（研究者4名程度を想定）には旅費及び謝金を支給することとし、旅費については国家公務員等の旅費に関する法律及び旅費業務に関する標準マニュアルに従って支給し、謝金は「令和5年度地方環境事務所における検討会等の諸謝金日額単価」に基づいて支給する。自治体、民間団体及び国の機関等には旅費を支給することとし、旅費については国家公務員等の旅費に関する法律及び旅費業務に関する標準マニュアルに従って支給する。なお、旅費及び謝金について辞退された場合は支給の必要はない。

（4）大規模災害時の大阪湾圏域等での連携協力及び災害廃棄物処理の継続検討

大阪湾圏域及び近畿ブロックでの発災時の廃棄物の最終処分に係る調査検討を行う。

「令和2年度大阪湾圏域における大規模災害に備えた廃棄物処理業務継続のための計画、減災対策、連携協力体制等の調査検討モデル事業」及び令和3年度の「災害時における最終処分に係るアンケート調査」において、大阪湾圏域での廃棄物処理及び生活保全において大きな役割を担っており、災害時に大量に発生する災害廃棄物の受入・処理のための機能も期待されている大阪湾広域臨海環境整備センター（以下「センター」という。）を対象に、センターの業務継続及び減災のための施設整備、大規模災害時のセンターの受入可能量及びその代償・条件、大阪湾圏域等の自治体等における大規模災害時の対応・連携及び課題・条件、圏域等における平時における対策等の調査検討を進めてきたところである。

今年度は、昨年度までの検討結果も踏まえ、本業務において、発災時の廃棄物処理の継続及び災害廃棄物処理に向けて大阪湾圏域及び近畿ブロックの市町村、府県、近畿地方環境事務所で平時及び発災時に取るべき対応の調査検討を引き続き実施する。

調査検討を進めるに当たっては、関係者とのワーキンググループ（府県、市町村、センター、大阪湾広域処理場整備促進協議会、有識者（1名程度）、港湾関係者等）を1回程度実施するとともに、検討テーマに応じた分科会も1回程度開催することで、検討課題の精査を行う。社会情勢に鑑み、ワーキンググループ及び分科会はオンラインでの開催を想定するものの、担当官との調整の上、対面開催とすることも差し支えない。なお、対面開催の場合、会議室は請負者が確保する

こと。

また、有識者には旅費及び謝金を支給することとし、旅費については国家公務員等の旅費に関する法律及び旅費業務に関する標準マニュアルに従って支給し、謝金は「令和5年度地方環境事務所における検討会等の諸謝金日額単価」に基づいて支給する。自治体、民間団体及び国の機関等には旅費を支給することとし、旅費については国家公務員等の旅費に関する法律及び旅費業務に関する標準マニュアルに従って支給する。なお、旅費及び謝金について辞退された場合は支給の必要はない。

(5) 人材育成事業

災害廃棄物処理担当者向け勉強会を実施する。

ア 初任者向け災害廃棄物処理説明会

初任者向け災害廃棄物処理説明会（出水期前に1回の開催を想定、半日程度の内容）を開催する。

イ 課題別研修会

国の検討会や有識者の意見を踏まえ、災害廃棄物処理に関連する課題をテーマに選び、課題別研修会を1回程度（半日程度の内容）開催する。

請負者は上記2回の勉強会について、会場及びオンライン環境の手配、講師の手配、日程調整、自治体及び関係機関等への連絡、受付、司会、会場設営、資料の編集や印刷などの運営支援等を行う。

勉強会資料については、各回ともA4版50頁程度とし、参加人数に応じて必要数（100部程度）を作成する。会場は、100名程度を収容できる施設を必要な機材等を含めて用意する。

講師については1～2名程度/回とし、最近の大規模災害時等に災害廃棄物処理の実務を経験した自治体担当者、仮置場や中間処理等施設管理を行った民間企業の担当者、広域処理によって災害廃棄物を受け入れた民間処理業者、災害廃棄物対策を研究している機関の有識者等から、請負者の提案を基に担当官と協議の上、選定する（提案書の時点では講師候補者の同意は必要ない）。

講師に対しては、旅費及び謝金を支給することとし、旅費は国家公務員等の旅費の支給に関する法律に従って支給し、謝金は、講師に対して「令和5年度地方環境事務所における検討会等の諸謝金日額単価」に基づいて支給する。なお、旅費及び謝金について辞退された場合は支給の必要はない。

(6) 府県及び市町村等の災害廃棄物処理における実効性確保に向けた業務

本業務は、滋賀県、京都府京田辺市、大阪府及び大阪市を対象地域として、そ

それぞれの対象地域の特性・状況を踏まえて、下記における各地域の業務項目に基づき実施する。

業務を進めるに当たり、対象府県市が主体的に行うものとし、関係者（対象府県市、近畿地方環境事務所等）による打合せ（キックオフ、現地調査、振り返りを含む。）や会議を実施する。

①発災時のし尿等の収集運搬に係る相互支援に関する手引き（案）の作成（滋賀県）

- ・発災時（特に初動時に重点を置く。）に、避難所や各家庭等から排出される、し尿等の収集運搬について、県、市町（3市町程度）、地元収集運搬業者、業界団体（2団体程度）の間で意見交換（3回程度）を実施する。
- ・意見交換では、車両や処理施設の被害状況等の情報の共有方法、各主体における役割分担に加え、市町域を跨ぐ業界団体・事業者間での支援受援と行政が行う支援受援の擦り合わせの方法などを検討し、具体的な広域調整・連携方法を検討する。
- ・意見交換を踏まえ、県、市町、地元収集運搬業者、業界団体との情報共有方法、支援受援方法、役割分担、広域調整に係るポイント整理を行った後、発災時のし尿等の収集運搬に関する相互支援に関する手引き（案）（A4×30頁程度）をまとめ、DVD-R（4式）を作成する。

②仮置場候補地の現地調査及び実践的な管理運営方法、片付けごみ回収戦略並びにボランティア団体とも連携した災害廃棄物の収集運搬及び処理対応の構築（京都府京田辺市）

- ・発災時の仮置場候補地が不足することが想定されることから、市内の仮置場候補地の机上調査（4箇所程度）を実施する。このうち2箇所程度に絞り込んだ仮置場候補地の現地調査を実施して取りまとめる。
- ・他の市町村の被災事例を参考に、市担当者が活用することを想定した仮置場候補地の実践的な管理運営方法を取りまとめる。
- ・災害廃棄物の搬出入量の調整を目的として、水害が想定される地区と連携し、片付けごみ回収戦略を構築する。
- ・ボランティア団体との連携も踏まえた、災害ごみの収集運搬及び処理の支援体制の構築を行う。
- ・上記を取りまとめ、DVD-R（4式）を作成する。

③水害による災害廃棄物発生量の推計及び災害廃棄物発生量推計ツール（案）の作成（大阪府及び大阪市）

- ・大阪府内の都市部における水害に備えることを目的として、大阪府及び大阪市の水害に係る災害廃棄物発生量の推計を行う。推計に当たっては、実効性確保の観点から優先的に検討すべき水害規模・種類等について検討す

ることとし、大阪市域を中心とした主要河川（淀川水系等）周辺等を被害想定に盛り込むなど、大阪府及び大阪市の地域特性を十分に考慮すること。また、国の水害による災害廃棄物発生量推計に関する検討事項や、大阪府及び大阪市の地域防災計画、近年の災害実績値等を踏まえるとともに、被害状況が類似しうるものや他自治体の推計事例等も参照した上で推計を行うこと。

- ・府内市町村で既に水害想定を行っている事例との整合を図りつつ、府内の地域特性（都市部、山間部、沿岸部、住宅密集地等）を踏まえた水害による災害廃棄物発生量の推計方法を検討すること。
- ・水害による災害廃棄物発生量推計に関しては、近畿ブロック内の自治体から自ら災害廃棄物発生量を推計できるよう、地域特性に応じた水害による災害廃棄物発生量ツールを作成すること。
- ・上記を取りまとめ、報告書（A4×30頁程度、5部）及びDVD-R（6式）を作成すること。取りまとめにおいては、既存の大阪府及び大阪市の災害廃棄物処理計画の記載項目（主な項目は以下のとおり）と整合を図った構成とすること。

■想定する災害の種類・規模や概要、災害の種類による災害廃棄物の特徴

■災害廃棄物の発生量見込（推計式や推計の与条件となる各種設定値含む）

（7）その他

- ・会場借料、必要な機材、資料作成費、講師の謝金、旅費、諸経費等の業務実施に必要な経費は、請負者の負担とする。ただし、旅費・謝金の支給について辞退された場合は、支給の必要はない。
- ・また、協議会、ワーキング会議等の開催時期について、社会情勢の状況等を踏まえて大きく変更する場合は、担当官と協議の上、変更することも可能とする。
- ・打合せ等はオンラインでの実施を想定するが、対面での実施の場合は当該業務参加自治体、若しくは請負者にて確保する。
- ・現地への情報収集のための調整、現地調査等は、当該業務参加自治体と相談の上、請負者が行うこと。また、これらの業務を実施する際には、対象地域の府県、市及び近畿地方環境事務所に、進捗状況及び成果を適宜報告すること。なお、業務の実施の過程で新たな課題の顕在化等、業務内容の変更が有効であることが明らかとなった場合には、担当官との協議を経た上で、これを行うものとする。
- ・業務の実施（特に対面形式の打合せ等）においては厚生労働省のホームページ等を参考に、新型コロナウイルスの感染症対策を十分にとること。なお、情勢の変化に伴い、打合せ等の実施が難しい場合は担当官と調整・協議した上で決定すること。

3 報告書の作成

2の業務内容における検討手順及び結果について、A4版300頁程度の報告書に取りまとめる。報告書には、担当官及び情報提供者の指定した要機密情報が掲載されないよう細心の注意を払い、様式や検討手順のまとめ方については、第三者が見てもわかりやすいものにするよう心掛ける。

また、報告書の概要版を、近畿地方環境事務所並びに環境省ホームページに掲載することを前提に作成する。

4 業務履行期限

令和6年3月15日（金）までとする。

5 成果物

紙媒体：事業全体に係る報告書及び概要版

報告書 3部（A4、両面、300頁程度）

概要版 3部（A4、両面、10頁程度）

電子媒体：事業全体に係る報告書の電子データを収納したDVD-R 45式

紙媒体及び電子媒体の提出場所：

近畿地方環境事務所 資源循環課

なお、報告書の電子媒体の一部は近畿ブロック協議会構成団体等に請負者から送付すること。

報告書等（業務上発生するパンフレットや冊子等の印刷物を含む。）及びその電子データの使用及び記載事項は、別添による。

6. 著作権等の扱い

- (1) 成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権（以下「著作権等」という。）は、納品の完了をもって請負者から環境省に譲渡されたものとする。
- (2) 請負者は、自ら制作・作成した著作物に対し、いかなる場合も著作者人格権を行使しないものとする。
- (3) 成果物の中に請負者が権利を有する著作物等（以下「既存著作物」という。）が含まれている場合、その著作権は請負者に留保されるが、可能な限り、環境省が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、無償で既存著作物の利用を許諾する。
- (4) 成果物の中に第三者の著作物が含まれている場合、その著作権は第三者に留保されるが、請負者は可能な限り、環境省が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、第三者から利用許諾を取得する。

- (5) 成果物納品の際には、第三者が二次利用できる箇所とできない箇所の区別がつかないように留意するものとする。
- (6) 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、請負者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

7. 情報セキュリティの確保

請負者は、下記の点に留意して、情報セキュリティを確保するものとする。

- (1) 請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策とその実施方法及び管理体制について担当官に書面で提出すること。
- (2) 請負者は、担当官から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱うための措置を講ずること。
また、請負業務において請負者が作成する情報については、担当官からの指示に応じて適切に取り扱うこと。
- (3) 請負者は、環境省情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて担当官の行う情報セキュリティ対策に関する監査を受け入れること。
- (4) 請負者は、担当官から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄すること。
また、請負業務において請負者が作成した情報についても、担当官からの指示に応じて適切に廃棄すること。
- (5) 請負者は、請負業務の終了時に、本業務で実施した情報セキュリティ対策を報告すること。

(参考) 環境省情報セキュリティポリシー

<https://www.env.go.jp/other/gyosei-johoka/sec-policy/full.pdf>

8. その他

- (1) 請負者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難い事由が生じたとき、あるいは本仕様書に記載のない細部については、担当官と速やかに協議しその指示に従うこと。
- (2) 本仕様書の記載内容（人数・回数の増減を含む。）に変更が生じたとき、必要に応じて変更契約を行うものとする。
- (3) 会議運営を含む業務
会議運営を含む業務にあつては、契約締結時における国等による環境物品等の調達推進等に関する法律（平成12年法律第100号）第6条第1項の規定に基づき定められた環境物品等の調達推進に関する基本方針（以下「基本方針」という）の「会議運営」の判断の基準を満たすこと。

基本方針：

<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html>

(4) 本業務を行うに当たっては、過年度の関連する資料を参考として行うものとする。

なお、当該資料については、下記ホームページにおいて閲覧可能である。

<http://kinki.env.go.jp/recycle/index.html>

(別添)

1. 報告書等の仕様及び記載事項

報告書等の仕様は、契約締結時においての国等による環境物品等の調達推進等に関する法律（平成12年法律第100号）第6条第1項の規定に基づき定められた環境物品等の調達推進に関する基本方針の「印刷」の判断の基準を満たすこと。

なお、「資材確認票」及び「オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト」を提出するとともに、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます
この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料〔Aランク〕のみを用いて作製しています。

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合は担当官と協議の上、基本方針（<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html>）を参考に適切な表示を行うこと。

2. 電子データの仕様

- (1) Microsoft 社 Windows10 上で表示可能なものとする。
- (2) 使用するアプリケーションソフトについては、以下のとおりとする。
 - ・文章；Microsoft 社 Word（ファイル形式は「Office2010（バージョン14）」以降で作成したもの）
 - ・計算表；表計算ソフト Microsoft 社 Excel（ファイル形式は「Office2010（バージョン14）」以降で作成したもの）
 - ・プレゼンテーション資料；Microsoft 社 PowerPoint（ファイル形式は「Office2010（バージョン14）」以降で作成したもの）
 - ・画像；BMP 形式又は JPEG 形式
- (3) (2) による成果物に加え、「PDF ファイル形式」による成果物を作成すること。
- (4) 以上の成果物の格納媒体は DVD-R とする。業務実施年度及び契約件名等を収納ケース及び DVD-R に必ずラベルにより付記すること。
- (5) 文字ポイント等、統一的な事項に関しては担当官の指示に従うこと。

3. その他

成果物納入後に請負者側の責めによる不備が発見された場合には、請負者は無償で速やかに必要な措置を講ずること。